

陳 情 文 書 表 (令和8年9月3日定例会提出)

陳情第32号

令和8年熊本地震におけるへずまりゅう氏の被災地での活動について

令和8年8月5日受理

陳情者 ●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●
内 田 桃太郎

【陳情の趣旨】

原則として控えるべきとされる災害直後の被災地入り及び被災地でのボランティア活動を行った根拠の説明を求める。

災害直後は道路事情が悪く、救助活動を妨げる可能性や余震などによる二次災害などの様々な危険から、被災地での受入れ態勢が整うまでボランティア活動は原則控えるべきとの考えは防災上広く推奨されている。にもかかわらず、へずまりゅう氏が震災発生直後より熊本市内にてボランティア活動を行っていたのはどのような根拠に基づくものなのか。氏はSNS上で次のように発言している。「奈良から日本を明るくすると普段から宣言しています。熊本震災ではへずまりゅうが代表となり皆さんを引っ張ります。」市議会議員という公職にある者がその肩書きを背景として活動を発信した以上、市民からは公人としての行動と受け止められる可能性がある。控えるのが望ましいとされる活動を、危険を冒してまで行う必要があったのか、仮に氏が公人として活動しているのであれば、事前に奈良市議会や受入れ側との調整は行われていたのか。見解を伺いたい。

ボランティアとは善意に基づく行動であり、少しでも被災地の役に立ちたいとの感情は否定されるべきものではない。ただ、それでもなお、被災地の受入れ準備が整うまでは控えるのが望ましいとされるのは、上記で述べた理由をはじめとした様々な危険が生じる可能性を考慮したものである。仮に公職に就く者が善意のみを行動原理としてしまうのは、過去の痛ましい災害の数々から得た教訓が軽視されてしまう事態にもつながりかねない。以上の理由により陳情書を提出するものである。

また、仮に公人ではなく私人としての活動であったとするならば、市議会議員として公職に就く者が自身を代表と称しつつ私人として活動することを奈良市議会はどう考えているのかも併せて見解を求める次第である。